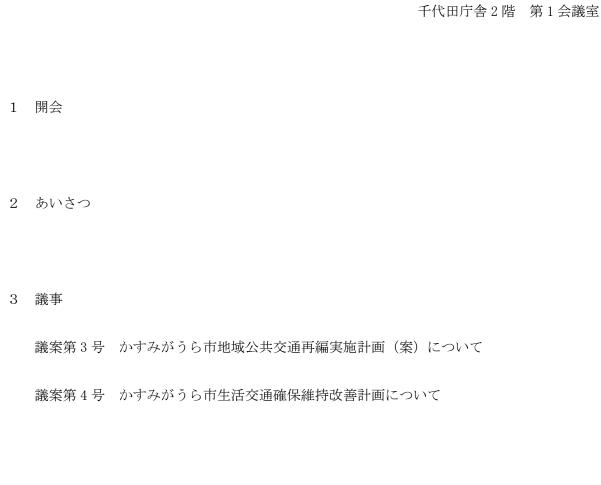
平成29年度 第2回かすみがうら市地域公共交通会議次第

日時 平成29年7月13日(木) 午後 1時30分から 場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎2階 第1会議室



4 その他

5 閉会

かすみがうら市生活交通確保維持改善計画

【平成30年度】

平成 29 年 7 月 13 日

かすみがうら市地域公共交通会議

別添

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

当市では、通勤通学はもとより、買い物や通院目的等も含めて土浦方面への移動ニーズが高い。特に霞ヶ浦地区は、平成21年3月31日に民間路線バスが全廃となり、移動手段を持たない高齢者等の日常生活に大きな影響が出始め、効率的・効果的な交通手段の確保が重要な課題となっていた。このため、当市の広域的な交流を支える役割を担うとともに、中心市街地の活性化、安心して生活できる市民生活の確保など、まちづくりの観点から総合的な公共交通の連携・再編が求められ、「市地域公共交通総合連携計画」に基づき平成24年度から霞ヶ浦広域バスを本格運行した。霞ヶ浦広域バスを将来的に維持させていく必要性はさらに高まっており、平成27年度に策定した「市地域公共交通網形成計画」に則り運行計画の拡充を図る。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

【目標】

「かすみがうら市地域公共交通網形成計画」で掲げた基本方針、計画目標の実現に向けて取り組む。

【基本方針】

「市内のどこからでも公共交通で移動できる公共交通網」と「鉄道・バス・デマンド 交通の役割分担を明確にし、運行経費の節減と運行効率化」が両立する公共交通体系の 構築。

【計画目標】

- ① 値目標 市が運営する公共交通(霞ヶ浦広域バス)
- ・利用者数の向上 目標 9人/便 (現状:8.2人/便)
- ・収支率の改善目標 60%以上(現状:57.2%)

②計画目標

- ・中心市街地へのアクセス向上
- ・郊外の移動手段の確保
- ・ 広域連携の推進
- ・多様な交通機関相互の連携・強化
- ・公共交通を支える体制づくり

【効果】

- ・市街地へのアクセス向上
- ・市民の外出機会向上
- ・路線バス拡充による交通利便性の向上
- ・交通結節点の拠点化と機能向上
- ・公共交通に対する満足度の向上

3. 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業:かすみがうら市生活交通確保維持改善計画 実施主体:かすみがうら市地域公共交通会議

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

土浦市、行方市、およびかすみがうら市地域公共交通会議は、運行事業者への補助金額について、霞ヶ浦広域バスの運行経費から運行に伴う収入および国庫補助金を控除した額を、各市内の運行距離に応じ負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

関鉄グリーンバス(株)

7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

10. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

別添の表5のとおり。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を 受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないので記載せず。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないので記載せず。

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないので記載せず。

(別添の表6又は表8のとおり)

(【負担者】)

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業 における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車 両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないので記載せず。

15. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成22年3月 かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定
- ・平成24年6月28日(平成24年度第2回会議)生活交通ネットワーク計画について協議、承認
- ・平成25年2月22日(平成24年度第3回会議) 生活交通ネットワーク計画変更について協議、承認
- ・平成25年6月27日(平成25年度第2回会議)生活交通ネットワーク計画について協議、承認
- ・平成26年6月23日(平成26年度第2回会議)生活交通ネットワーク計画について協議、承認
- ・平成27年6月23日(平成27年度第2回会議)生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- ・平成28年6月24日(平成28年度第2回会議)生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- ・平成29年7月13日(平成29年度第2回会議)生活交通確保維持改善計画について協議、承認(予定)

16. 利用者等の意見の反映状況

- ○平成27年度に策定した、「かすみがうら市地域公共交通網形成計画」にて実施した各種アンケート(市民、公共交通利用者、事業所)、ヒアリング(観光来訪者)に基づき、生活交通確保維持改善計画を作成しています。
- ○また、過去の霞ヶ浦広域バス運行実績、市民アンケート調査結果を反映して 作成しています。

17. 協議会メンバーの構成							
○かすみがうら市地域公共交通会議	構成員						
市長又はその指名する者	かすみがうら市長						
国及び県の関係行政機関	関東運輸局茨城運輸支局						
	茨城県企画部企画課交通政策課						
	土浦土木事務所道路整備第二課						
	土浦警察署交通課						
一般旅客自動車運送事業者	関鉄グリーンバス(株) 関鉄観光バス(株)						
	(有)千代田タクシー (有)美並タクシー						
	霞ヶ浦交通㈱						
	(制神立観光 相鶴観光バス						
一般旅客自動車運送事業者が組織する	一般社団法人茨城県バス協会						
団体	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会						
一般旅客自動車運送事業者の事業用自	関東鉄道労働組合						
動車の運転者が組織する団体							
市議会議長	かすみがうら市議会議長						
市民又は公共交通利用者の代表者	かすみがうら市区長会会長						
	かすみがうら市老人クラブ連合会会長						
	かすみがうら市PTA連絡協議会会長						
	かすみがうら市商工会会長						
)\(\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\	かすみがうら市地域女性連合会会長						
学識経験者	筑波大学大学院准教授						
その他の交通会議が必要と認める者	土浦市都市産業部長						
	行方市市長公室長						
	かすみがうら市市長公室長						
	かすみがうら市総務部長かすみがうら市保健福祉部長						
	かすみがうら市土木部長						
	かすみがうら市教育部長						
	ペ・ケットンの山水と自由水						

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

		運行系統名		運行系統		系統	計画	計画	再編特		地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
市区町村	運行予定者名	(申請番号)	起点	経由地	終点	キロ程	運行 日数	運行 回数	例措置	運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地 域間幹線系統等との 接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)		
	関鉄グリーンバス(株)	(1) 霞ヶ浦広域バス	土浦駅西口	土浦協同病院 霞ヶ浦庁舎	玉造駅	往29.8km 復29.8km	365日	1824.5回		乗合バス型	1	地域間幹線系統の 停留所と接続 (土浦駅)	3		
かすみが		(2)				往 km 復 km	B	П							
うら市 土浦市		(3)				往 km 復 km	B	0							
行方市		(4)				往 km 復 km	B								
		(5)				往 km 復 km	B	o o							

(注)

- 1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。
- 4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

|2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(路線型(路線定期・路線不定期)運行)】

	_	般	栗	合	旅	杏	Ė	動	≢	運	送	∓	*	•	Ė	家	用	有	價	旅	杏	運	送
補助対象期間の		2	集収	益			396,3	98 -	f円	į	業外4	双益		- 1	,975	千円		経常	収益		3	98,37	千円
損益状況		2	集員	用		Т	381,9	94 -	fЩ	2	某外	拥		1	952	千円	ŧ	2常費	囲(1	"	3	83,946	千円
		2	業担	益			144	04 =	f円	2	業外技	益			23	千円		経常	損益			14,42	千円
補助対象期間の実軍走行 キロ(ロ)		2	,434,6	29.0	k	cm												経常中	収支率			1049	i

3. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の非 当たり経常 ! イナロニ/	地域キロ当 標準経常! 二			キロ当たり経常費用 ハと二のいずれか少ない額 ホ			
北関東	157.7	円	錢	288.77	円	銭	157円.70銭	
27年度参考費用								

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

1 . THE 49/37	-3 50- NL			MI 1993 332 1 1 10	1024 2512										
	道行系统						連休回数のうち1 2条2項ただL書に	運行割合	系統キロ程	補助プロックが表える	ロック市区	調助プロック科機以入れ 部分及び間一端助プ ロック物を取付め機以入			
市区町村	中語 香号	再編特 例措置	運行 系統名	起点	主な 経由地	殺点	計画運行回数 (い)			よりやむを得ないと して大臣が認めた 回数 (に)	(100%を超える場合は100%を上限と する。) (ほ)	^	分のキロ程	部分のキロ 程 チ	北朝分234の40 程の 技士 (ハー(3+46) +ハ=9
かすみ がうら市			和- 用CH-C	土浦駅西口	土)準息周内路 (数ヶ海中参	玉造駅	1824.5 ₪	1824.5 ₪	0 @	0	100 %	往 29.8km 復 29.8km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 便 0.0km	100%
							0	0	•	0	96	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	96
							0	0	0	0	96	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 便 0.0km	96
							0	0	•	0	96	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	96
							0	0	•	0	96	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	96
合計	\overline{Z}														

市区町村	中語	実軍走行キロ	補助対象 経常費用	補助対象系統 の経常収益	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ワのうち 雑動プロックの 森 人都分を15回一補助プロッ ク市区町村が最入部分254 に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上際額	国庫補助金 中請額
		*	ホ×メ=ル	₹	ルーヲ=ワ	ワ×リ=カ	3	∃×1/2=タ	v	y
かすみかりらか		109,038 km	17,195,293 円	8,851,653 円	8,343,640 円	8,343,640 円	8,343 干円	4,171.5 干円	4,265. 干円	4,171.5 干円
		lan	н	P	PJ	Ħ	干円	于円	干円	干円
		lan	н	P	Ħ	Ħ	干円	干円	押	干円
		lan	В	PI	Ħ	Ħ	干円	干円	押	干円
		lan	P	P	P	Ħ	干円	于円	干円	干円
合計		lam	円	円	円	P	干円	干円	干円	干円

		経常費用から 経常収益を 控 除	損失顕から国軍補助					ネの負担者とそ	の負担割合																				
市区町村	中請 香号	社会以重と技術 した関	類を控除した類	都道府界	都道府県 市区町村		村 その他の		者	事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要																	
		ハ×メーヲ=ツ	ツーソ=ネ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	1.《四层四号】四美种的概念																	
かすみかりらゆ		8,848,640 円	. /		/		/	/			/																		
		P			/		/		/		/																		
		PI	_ / '																			/	/ /	/	/	/		/	
		P			/		/	/	/		/																		
		н			/		/	/			/																		
合計		8,848,640 円	4,172,140 円	Ħ	96	2,328,500 円	56% 96	Ħ	96	1,843,640 円	44% %																		

(1) 記載要領

1.最合パス事業の収益、実享走行ネロについては、高速パス及び定期開光パス等を除き、費用については、高速パス及び定期開光パス等並びに補助対象期間(補助金交付要調第5条で定める期間)における補助金交付要調第2模第1章第3 即に係る経常費用を除くこと。

- 2.補助対象事業者の決重期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決重を行い、その機益状況を損益状況標に記載すること。
- 3補助対象期間中の一般素合能容白動享運送事業(白菜用有貨能容運送)と他の事業を豪業している場合の関連収益及び費用の配分については、原則として、白動草運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について(昭和 52年5月17日付け自総第338号、自能第151号、自貢第50号)によること。
- 4.「補助対象期間の損益状況」については、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5「補助ブロック名」は、補助金交付専編別表もの名称を記載すること。
- い 団のシアン・ロット、日の主と、「日の主と、「日の主と、「日の主と、「日の主と、「日の主」
- 7イドロースで眺めれ来をお食用のあります。エロスキロス海の海域は507日にもして。 8.中請者号は、事業者及び系統ごとに一連番号とすること。なお、1 系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に同じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 9 | 再機特例措置については、地域必共交通再構実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「Q」を記載する。 10 | 計画通行回数」については、大臣に認定された生活交通確保維持改書計画に記載された回数を転載すること。
- 11.「実績運行回数」については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。
- 2.「蓮休回数」については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
- 13.「運体回数のうち12条2項ただL書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数」については、補助対象期間中に運体した回数のうち、天災その他やむを得ない事情がある場合による回数を記載すること。
- 14.「運行割合」は、小数点第2位(第3位以下切り捨て)まで質出して記載すること。 15.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入耶分のキロ程」及び「市区町村外乗入耶分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。なお、宿職来統の場合には、往又は彼のどちらかの棚にキロ程を記載し、もう片方の棚に 循環」と記載すること。
- 18.「同一補助ブロック市区町村外県入部分のキロ程」については、同一補助ブロック内における市区町村外県入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外県入部分は(19.個に記載すること。
- 17.「補助プロック外乗り入れ部分及び同一補助プロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率」は、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「実享走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。 18.「補助対象経常費用」は、円未満の環数を切り捨てること。 20.「補助対象系統の経常収益」については、補助対象期間における名補助対象系統の経常収益の実績顕を記載すること。
- 21.「補助対象接費」については、(カ) の金額を記載する(干円木高の集製は切り捨てること)。 22.「補助対象接費の1/2」については、系統ごとに百円単位(0.5 干円)まで記載することとし、合計の干円木高の集製は切り捨てること。
- 23.「国軍補助上限額」については、市区町村等が当該市区町村等に係る国軍補助上限額のうち、各事業者の系統ごとに按分した額を配載することとし、干円未済の領数は切り捨てること。

1.補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」又は自家用有債旅客運送の損益明線表。

2.様式第1-5の運行系統別輸送実績。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	かすみがうら市
-------	---------

(単位:人)

	(キロ・ハ)
	人口
人口集中地区以外	26,971
交通不便地域	17,566

交通不便地域の内訳

CM-1-1X-0-200711111		
人口	対象地区	根拠法
159	B(粟田地区)	局長指定
1,481	C(新治地区)	局長指定
275	D(横堀地区)	局長指定
29	E(上稲吉地区)	局長指定
15,622	F(霞ヶ浦地区)	局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
26,971	26,971人×120円×0.7+200万円	4,265,564円

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 - ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない 地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)④)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域 指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方 運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。 と。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

